

平成28年度税制改正の概要（市町村税関係）

法人課税

1 法人実効税率の引下げ及び代替財源の確保（法人税等）

成長志向の法人税改革の一環として、次の措置を講じる。

① 法人実効税率の引下げ（法人税・法人事業税）

27年度 32.11% → 28年度 29.97% (▲2.14%) → 30年度 29.74% (▲0.23%)

* 法人税の税率の引下げ

27年度 23.9% → 28年度 23.4% → 30年度 23.2%

* 法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大（課税ベースの拡大）

・ 資本金1億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げる

27年度 6.0% → 28年度 3.6%

・ 外形標準課税（付加価値割、資本割）を8分の5に拡大

27年度 3/8 → 28年度 5/8

・ 外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間負担増を軽減。（28年度 3/4 軽減、29年度 2/4 軽減、30年度 1/4 軽減）

② 法人税の課税ベースの拡大

租税特別措置等の見直しなどを行う

【法人実効税率の引下げ等に係る法人税・法人県民税の改正概要と法人住民税への影響】

	法人事業税 (県)	法人税 (国)	法人住民税 (県・市町村)										
税率	<p>○ 所得割の税率を引下げ</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">現 行</td> <td style="padding: 2px;">6.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">改正案</td> <td style="padding: 2px;">28年度 3.6%</td> </tr> </table> <p>* 所得800万超の部分の税率 * 28年度まで、地方法人特別税を含む</p> <p>○ 所得割の税率の引下げ幅の拡大に併せ、外形標準課税（付加価値割、資本割）を8分の5に拡大</p>	現 行	6.0%	改正案	28年度 3.6%	<p>○ 税率の引下げ</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">現 行</td> <td style="padding: 2px;">23.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="padding: 2px;">改正案</td> <td style="padding: 2px;">28年度 23.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">29年度 //</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">30年度 23.2%</td> </tr> </table>	現 行	23.9%	改正案	28年度 23.4%	29年度 //	30年度 23.2%	<p>* 法人税の税率引下げと課税ベースの拡大による法人税額(課税標準)の増減が自動反映</p>
現 行	6.0%												
改正案	28年度 3.6%												
現 行	23.9%												
改正案	28年度 23.4%												
	29年度 //												
	30年度 23.2%												
課税標準	<p>○ 課税ベースを拡大</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffff00; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><改正案></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><現行></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 外形標準課税(付加価値割、資本割)を8分の5に拡大 租税特別措置等の見直し 生産性向上設備投資促進税制は適用期限をもって縮減・廃止 など </div>												
適用時期	平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用												

2 地方法人課税の偏在是正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、次の措置を講じる。

① 法人住民税の交付税原資化（平成 29 年度～）

消費税率(国・地方)10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税の税率引上げを行い、その税収を交付税原資化

	標準税率		増 減
	現 行	改正後	
法人住民税法人割（地方税）	12.9%	7.0%	△5.9%
県	3.2%	1.0%	△2.2%
市町村	9.7%	6.0%	△3.7%
地方法人税（国税）	4.4%	10.3%	+5.9%

② 法人事業税交付金の創設等（平成 29 年度～）

- ・ 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元。
- ・ 法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設。

区 分	内 容
交 付 額	法人事業税額の 5.4%
交付基準	従業者数 ※経過措置として、3年間は以下のとおりとする H29 年度：法人税割額 H30 年度：2/3・・・法人税割額 1/3・・・従業員数 H31 年度：1/3・・・法人税割額 2/3・・・従業員数
交付回数	年 3 回（8 月、12 月、3 月）

3 地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)の創設(法人事業税・法人住民税)

- ・ 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附(寄附下限額10万円)について、現行の寄附金の損金算入措置(寄附額の約3割)に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。
- ・ 地域再生法の改正法の施行の日から平成 32 年3月 31 日までの間の寄附が対象。

	控除割合	控除額の上限
法人事業税	寄附額の 10%	税額の 20% (地方法人特別税廃止後は 15%)
法人住民税	寄附額の 20%	税額の 20%
法人税	寄附額の 20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除(上限 10%)	税額の 5%

個人所得課税

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

- ・ 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年1月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで間に、スイッチOTC薬(医療用から転用された医薬品)の購入費用を年間12,000 円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間 10 万円を限度)のうち、12,000 円を超える額を所得控除する。
- ・ 平成 30 年度分から適用
- ・ 医療費控除との重複適用はできない。

1 自動車取得税の廃止と環境性能割(仮称)の創設(平成 29 年度～)

平成 29 年 4 月の消費税率(国・地方) 10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税に、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割(仮称)を創設する。

① 環境性能割(仮称)の概要

区 分	内 容															
環境性能割	自動車の取得が行われた際に、その自動車の主たる定置場の所在地において、その自動車を取得した者に課される。															
課税主体	<ul style="list-style-type: none"> 登録車 : 都道府県 軽自動車: 市町村 ※軽自動車の環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。															
税 率	<ul style="list-style-type: none"> 税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とする。 軽自動車とバス・トラック(営業用)の税率は、当分の間、2%を上限とする。 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽自動車の税率</th> <th>登録車の税率(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="4">非課税</td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td rowspan="4">1.0%</td> <td rowspan="4">1.0%</td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td rowspan="2">2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	軽自動車の税率	登録車の税率(参考)	電気自動車等	非課税	非課税	ガソリン車	1.0%	1.0%	ガソリンハイブリッド車	2.0%	2.0%	上記以外の車	3.0%
	区 分	軽自動車の税率	登録車の税率(参考)													
	電気自動車等	非課税	非課税													
	ガソリン車			1.0%	1.0%											
ガソリンハイブリッド車	2.0%					2.0%										
上記以外の車							3.0%									
★★★★※ ¹ かつ	1.0%	1.0%														
H32 燃費基準+10%達成																
★★★★かつ	2.0%	2.0%														
H32 燃費基準達成																
★★★★かつ	2.0%	3.0%														
H27 燃費基準+10%達成																
上記以外の車	2.0%	3.0%														

※1:★★★★・・・平成17年排出ガス基準75%低減達成 ※2:トラック・バス(営業車)の税率表は省略		
適用時期	平成 29 年 4 月 1 日以後に取得される自動車に適用	
その他	- 新車・中古車を問わず対象とする。 - 燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。	

② 市町村交付金の創設

- 自動車税環境性能割[県税]のうち徴税費(5%)を除いた額の65%を都道府県から市町村へ交付する制度を設ける。
- 交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。

2 グリーン化特例(軽課)の見直し

- 軽自動車税におけるグリーン化特例について、適用期限を1年間延長。

区 分	内 容
特例対象となる軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得された一定の軽自動車(低燃費・低排出ガス車等) 低燃費・低排出ガス車等の基準は現行と同じ
軽課対象年度	平成 29 年度(取得の翌年度分のみ)

消費課税

消費税(国・地方)の軽減税率制度(平成 29 年度～)

	軽減税率	標準税率
税率	8% (国分:6.24% 地方分:1.76%)	10% (国分:7.8% 地方分:2.2%)
対象品目	① 酒類及び外食を除く飲食料品の譲渡 ② 定期購読契約に基づく週 2 回以上発行される新聞の譲渡	
導入時期	平成 29 年 4 月	
法制上の措置等	軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保するため、平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる。	

※地方消費税(県税)の1/2は地方消費税交付金として都道府県から市町村に交付される

資産課税

1 中小企業が取得した一定の機械及び装置に係る償却資産課税の軽減

日本経済は緩やかな回復基調にあるが、地方によっては経済環境に厳しさがある。ローカル・アベノミクスの更なる浸透による地域経済の活性化に向けて、地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、固定資産税の時限的な特例措置を創設する。

なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。

- ・ 中小企業者等^{*1}が、「中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)」の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、同法に規定する「認定生産性向上計画(仮称)」に記載された「生産性向上設備(仮称)」のうち一定の機械及び装置^{*2}の取得をした場合に適用。
- ・ 課税標準を最初の 3 年間価格の 2 分の 1 とする。

※1 上記の「中小企業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

※2 上記の「一定の機械及び装置」とは、次の①から③までのすべてに該当するものをいう。

- ① 販売開始から 10 年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するもの
- ③ 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの

2 農地保有に対する固定資産税の強化・軽減

農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みを構築する。

(強化)

- ・ 農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた農業振興地域内の遊休農地を対象。
- ・ 正常売買価格に乘じられている割合(0.55)を乗じないこととする等の評価方法の変更を実施。
- ・ 平成 29 年度から実施。

(軽減)

- ・ 所有する全ての農地(10a 未満の自作地を除く。)に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が 10 年以上である農業振興地域内の農地を対象。

- ・ 課税標準の特例措置を2年間に限り創設。
 - ① 設定期間が15年未満…最初の3年間、価格の1/2
 - ② 設定期間が15年以上…最初の5年間、価格の1/2
- ・ 平成29年度から反映（H28.4.1～H30.3.31の間に賃借権等を設定したものが対象）

3 道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の特例措置の創設

- ・ 防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等を対象
- ・ 課税標準の特例措置を3年間に限り創設。
- ・ 最初の4年間、価格の2/3（道路上における電柱の占用を禁止する区域にあつては1/2）

4 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長

- ・ 新築住宅（認定長期優良住宅を含む）に係る税額の減税措置を2年延長

5 固定資産税等の特例措置の見直し

- ・ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する一定の認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、特例の対象となる太陽光発電設備を一定の自家消費型設備に限定するなどの見直しを行い、わがまち特例を導入した上で2年延長（固定資産税）
- ・ 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置を2年3月延長（固定資産税）
- ・ バリアフリー改修及び省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置について、見直しを行った上で2年延長（固定資産税）
- ・ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、課税標準を価格の5分の4（現行：5分の3）とした上で2年延長（固定資産税・都市計画税）
- ・ 公害防止用設備（ドライクリーニング機）に係る課税標準の特例措置について、見直しを行った上で2年延長（固定資産税）
- ・ 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置について、一定の資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置を特例措置の対象から除外（固定資産税）

その他

1 国民健康保険税の見直し

- ① 課税限度額の引上げ
 - ・ 基礎課税額 : 54万円（現行：52万円）
 - ・ 後期高齢者支援金等課税額 : 19万円（現行：17万円）
- ② 低所得者の負担軽減措置の見直し
 - ・ 軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、
 - 5割軽減 : 26.5万円（現行：26万円）
 - 2割軽減 : 48万円（現行：47万円）

2 納税環境整備

- ① 個人住民税の徴収引継特例の対象拡大

都道府県知事が市町村長の同意を得て行う個人住民税の滞納処分等について、当該年度分のみの個人住民税を滞納している者の滞納に係る徴収金を対象に加える。

※平成28年4月1日から施行

② 加算金の加重措置の導入

短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%加算する措置を導入する。(国税と同様の見直し)

※平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用。

③ 個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付

電子情報処理組織(eLTAX)により行う給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知の内容が電子情報処理組織に記録され、市町村が、その旨を事前に登録された当該特別徴収義務者の電子メールアドレス宛に送信したときに、到達したものとみなすものとする。

※平成28年度分以後の個人住民税について適用。

④ 地方税関係書類への個人番号の記載に係る見直し

- ・ 地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類(個人住民税の減免申請書や市町村たばこ税の納期限延長申請書など)について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。
- ・ 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。

※給与所得者の扶養親族申告書

※公的年金等受給者の扶養親族申告書

※退職所得申告書

⑤ 延滞金の計算期間の見直し

- ・ 最高裁判決(平成26年12月12日)を踏まえ、個人住民税、法人住民税及び事業税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の見直しを行う。
- ・ 平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用。

検討事項

1 地方法人課税

- ・ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。
- ・ 外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

2 個人所得課税の見直し

- ・ 社会・経済の構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、個人所得課税について、税収中立の考え方の下、各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。
- ・ 個人住民税については、地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

3 車体課税

- ・ 環境性能割を導入する平成 29 年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成 29 年度税制改正において具体的な結論を得る。

4 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

- ・ 森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。
- ・ 新たな仕組みの導入時期については、適切に判断する。